全国路線網に属する高速自動車国道以外の高速道路の指定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公告第１号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第２項の規定により、全国路線網に属する高速自動車国道以外の高速道路を平成30年３月30日に次のとおり指定したので、公告する。

平成30年４月20日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　渡邊　大樹

全国路線網に属する高速自動車国道以外の高速道路

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第２項の当機構が指定する高速道路について、その一部を次のとおり変更する。

変更前

一般国道２号	神戸市須磨区月見山町三丁目22番２から同市垂水区東垂水町、同市西区伊川谷町有瀬、同区伊川谷町別府及び明石市大久保町大窪を経て同市魚住町清水字鳥喰下2439番２までの区間、神戸市垂水区名谷町字入野697番２の24から同市西区伊川谷町長坂を経て同区伊川谷町井吹字苗代243番７までの区間並びに廿日市市地御前二丁目995番３から同市宮内及び大竹市小方二丁目を経て同市御園二丁目1224番２までの区間
一般国道10号	福岡県京都郡みやこ町徳永字川ノ上1931番１から同県築上郡築上町大字安武を経て同町大字上ノ河内1150番４までの区間、宇佐市大字山本字狐坂1152番から同市安心院町原を経て大分県速見郡日出町大字南畑字札ノ辻4914番２までの区間、同町大字藤原字坂本2577番から同町大字豊岡を経て同町大字南畑字札ノ辻4914番２までの区間、延岡市伊形町2137番から同市土々呂町五丁目を経て宮崎県東臼杵郡門川町大字加草字加草口413番３までの区間並びに鹿児島県霧島市隼人町住吉字住吉崎2081番２から同市隼人町眞孝字新西濱田3612番３及び同市隼人町小浜を経て同県姶良郡加治木町反土字八幡領1448番２までの区間
一般国道24号	城陽市寺田今橋123番２から京都府相楽郡精華町大字下狛を経て同郡木津町大字市坂小字水干19番２までの区間
一般国道497号	佐世保市矢岳町647番３から武雄市東川登町大字袴野字森ノ木12121番１までの区間

変更後

一般国道２号	神戸市須磨区月見山町三丁目22番２から同市垂水区東垂水町、同市西区伊川谷町有瀬、同区伊川谷町別府及び明石市大久保町大窪を経て同市魚住町清水字鳥喰下2439番２までの区間、神戸市垂水区名谷町字入野697番２の24から同市西区伊川谷町長坂を経て同区平野町中津字小東山1289番69までの区間並びに廿日市市地御前二丁目995番３から同市宮内及び大竹市小方二丁目を経て同市御園二丁目1224番２までの区間
一般国道10号	福岡県京都郡みやこ町徳永字川ノ上1931番１から同県築上郡築上町大字安武を経て同町大字上ノ河内1150番４までの区間、宇佐市大字山本字狐坂1152番から同市安心院町原を経て大分県速見郡日出町大字南畑字札ノ辻4914番２までの区間、同町大字藤原字坂本2577番から同町大字豊岡を経て同町大字南畑字札ノ辻4914番２までの区間、延岡市石田町2973番25から同市土々呂町五丁目を経て宮崎県東臼杵郡門川町大字加草字加草口413番３までの区間並びに鹿児島県霧島市隼人町住吉字住吉崎2081番２から同市隼人町眞孝字新西濱田3612番３及び同市隼人町小浜を経て同県姶良郡加治木町反土字八幡領1448番２までの区間
一般国道24号	城陽市寺田今橋123番２から京都府相楽郡精華町大字下狛を経て奈良市歌姫町1865番２までの区間並びに奈良市歌姫町1865番２から大和郡山市横田町1377番４までの区間
一般国道497号	長崎県北松浦郡佐々町沖田免字四ツ井樋前95番から武雄市東川登町大字袴野字森ノ木12121番１までの区間

また、次の表の左欄に掲げる路線名の高速道路の同表の右欄に掲げる区間を全国路線網に属する高速自動車国道以外の高速道路から削る。

一般国道11号	さぬき市津田町鶴羽字中谷2074番１から同市末を経て香川県木田郡三木町大字池戸字穴田1705番３までの区間

全国路線網に属する高速自動車国道以外の高速道路の指定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公告第２号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第２項の規定により、全国路線網に属する高速自動車国道以外の高速道路を平成30年３月31日に次のとおり指定したので、公告する。

平成30年４月20日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　渡邊　大樹

全国路線網に属する高速自動車国道以外の高速道路

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第２項の当機構が指定する高速道路に、次の各表の左欄に掲げる路線名の高速道路の同表の右欄に掲げる区間を全国路線網に属する高速自動車国道以外の高速道路に追加する。

一般国道26号	堺市中区平井749番２から高石市綾園６丁目130番２までの区間

一般国道165号	堺市美原区丹上322番５から葛城市辨之庄151番１までの区間

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成30年４月20日　　東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

別表３のうち、

「東北自動車道（川口ジャンクション・青森間）

	水沢
平泉前沢	17.5

」を

「東北自動車道（川口ジャンクション・青森間）

		水沢
	奥州スマート	6.6
平泉前沢	10.9	17.5

」に改める。